

令和 8 年度

手賀沼終末処理場水処理第 2 系列  
耐震診断業務委託（その 3）

特記仕様書

千葉県手賀沼下水道事務所

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

この仕様書は、「測量、地質、土質調査、土木設計各業務等共通仕様書【令和7年10月】」における特記仕様書に相当し、本業務委託に適用する。

なお、一般事項については上記仕様書によるものとする。

### 2. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 3. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たり、千葉県の実業委託契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着 手 届                      (ロ) 管理技術者及び照査技術者届
- (ハ) 工 程 表                      (ニ) 業務計画書
- (ホ) 完 了 届                      (ヘ) 納 品 表
- (ト) 業務委託料請求書等

契約書記載のとおり、毎月の履行報告を発注者へ書面にて提出すること。提出は当初（計画）、月別（月末提出）、完成とする。

委託業務完了後、契約書数量に対する出来高数量表を作成し、発注者へ書面にて提出すること。

なお、設計内容を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

### 4. 管理技術者及び照査技術者

- 1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 管理技術者は、技術士〔総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門〕又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- 3) 照査技術者は、技術士〔総合技術監理部門（上下水道）、上下水道部門〕又は下水道法に規定された資格を有するもの、或いはR C C M（下水道）の資格保有者とする。
- 4) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

### 5. 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を提出し、発注者と協議しなければならない。

## 6. 検査

- 1) 受託者は、業務完了後に千葉県の検査を受けなければならない。また、検査において訂正を指示された場合は、ただちに訂正をしなければならない。
- 2) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 3) 業務の検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品して業務の完了とする。

## 7. 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは誠意をもってこれに当り、発注者へこの内容を停滞なく報告しなければならない。

## 8. 低入札価格調査関係

低入札価格調査[地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行われる調査をいう]を受けた者が落札した場合においては、受託者は、次の事項を契約の内容として履行しなければならない。

### 1) 成果品の品質の確保

成果品の品質及び正確性を確保することに万全を期し、発注者から求められた説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明を求められれば誠実に応じること。

### 2) 第三者による照査等

ア. 受託者の負担において、同等の能力を有する他の同業者に属する照査技術者に照査等（事前に千葉県に照査等の計画書を提出すること。）を受け、その同業者が作成し、押印した報告書（当該照査技術者の押印のあるもの）を添えて発注者に説明を行い、了解を得ること。

イ. 照査等の内容については、次のとおりとする。

診断計画は十分に検討されているか。

耐震診断の条件は正しく設定されているか。

診断モデルは正しく設定されているか。

成果品全体の照査。

### 3) 成果品の検査時の措置

成果品の検査時に、前述2)の「第三者による照査等」の実施のための契約書その他これに類する書類の写しを発注者に提出するなど、適正な執行に努めること。

## 第2章 業務内容

### 1. 業務の概要

本業務の対象施設である水処理第2系列は、流入水を沈殿・生物濾過し汚水を浄化する施設であり、昭和63年から供用を開始している。

本構造物は土木の水槽構造物であり、レベル2地震動が導入された1997年（平成9年）に発刊された「下水道施設の耐震対策指針と解説」以前に設計された施設である。

水処理第2系列を平成22年度に耐震診断した結果、所要の耐震性能を有していない部材が見受けられる結果となった。

下水道施設に求められる耐震性能は、下水道法施行令第5条の8第5号の国土交通大臣が定める措置を定める件（平成17年国土交通省告示第1291号）を基本とし、新設する施設に対しては、地震動のレベル（レベル1地震動、レベル2地震動）に合わせ二段階とし、既存施設に対しても同じ性能を求めているが、平成26年以降は、新たに耐震性能2'を設定することができるようになった。

本業務では水処理第2系列について、示した業務対象箇所を現行の指針により耐震診断することを目的とする。

### 2. 業務委託の対象

手賀沼終末処理場

- ・位置 我孫子市相島新田
- ・下水排除方式 分流式
- ・処理方式 標準活性汚泥法＋急速ろ過法
- ・能力

〔全体計画〕 1日最大処理水量 313, 340 m<sup>3</sup>/日  
(52, 223 m<sup>3</sup>/日×6系列)

〔事業計画〕 1日最大処理水量 318, 600 m<sup>3</sup>/日  
(53, 100 m<sup>3</sup>/日×6系列)

既設水処理能力 292, 050 m<sup>3</sup>/日

- ・供用開始年月 昭和56年4月

診断対象範囲

水処理第2系列【土木躯体及び基礎杭】

本業務では図面のとおり、水処理第2系列をブロックで分割し、耐震性能を確認するために必要となる耐震診断を行う。

本委託における診断対象ブロックは、EJ1からEJ3である。

### 3. 業務内容

#### (1) 診断計画

本業務の目的を理解し、診断概要、診断方針、工程計画、人員配置計画を決定すること。

従う基準や図書の確認を行うこと。

上記に関する業務計画書を当初業務として作成すること。

#### (2) 資料収集・整理

本診断に必要なとなる資料の収集を行うこと。

資料収集リストの作成を行うこと。

収集した資料の内容を確認し、耐震診断に必要なとなる事項を整理すること。

発注者が貸与する既往の成果品は以下のとおりである。

手賀沼終末処理場水処理施設 2 / 1 2 系列増設工事

完成図書 ( 1 / 2 ) ( 2 / 2 )

【昭和 6 2 年 3 月】

地震対策緊急整備

手賀沼終末処理場水処理第 2 系列耐震診断 ( 詳細 ) 業務委託

【平成 2 3 年 3 月】

その他 地質調査データ等 適宜

#### (3) 原設計条件の整理

耐震診断に先立ち、以下の条件を整理すること。

- ・ 設計基準
- ・ 地盤土質条件
- ・ 耐震計算条件
- ・ 基礎計算条件

#### (4) 耐震計算 入力条件の整理及び診断

入力条件の整理やモデル化を行った上で、レベル 1 地震動及びレベル 2 地震動に対する耐震診断を行うこと。レベル 2 地震動は静的線形解析とする。

診断結果をとりまとめること。(表及び図示による)

#### (5) 設計協議

打合せ回数は、着手後第 1 回打合せおよび納品時最終打合せ 1 回、中間打合せ 1 回を含み 3 回を基本とするが、発注者側が直接協議でなければ決定できない案件があるときは、適宜に協議を依頼して良いものとする。

## (6) 照査

照査は業務計画書記載の照査フローの各段階において、照査技術者が実施すること。

照査結果については、業務計画書記載の提出書式を使用して、発注者に報告すること。

報告書式は任意とするが、照査項目、照査内容、照査方法、正誤表による書面構成として、正誤表に記された修正項目を満たしたことを明示して発注者に報告すること。

報告書において照査対象項目に誤りが発見された場合、発注者は納品後でも受注者に当該項目の修正を協議できるものとする。

## (7) 報告書の作成

報告書の作成を行うこと。

## 4. 委託期間

本委託の工期は180日間とする。

## 5. 報告書の形式

製本の形式については、業務着手時の作業計画策定時および成果概成時点で発注者と協議の上最終決定するが、以下を基本仕様、部数とする。

- ・ 報告書                   :   A4布クロース貼（文字箔押し）製本           2部
- ・ 成果品電子データ: 2部（うち1部は(財)千葉県建設技術センターへ納品）

報告書の提出は完了日前までとする。

## 6. その他

本業務に必要な参考書類は、その都度貸与する。貸与する資料については、借用書または議事録等書面にて明らかにして、紛失することのないように注意すること。

## 7. データ保護

(1) 受託者は、委託業務の処理上、知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

業務上知り得た情報は他へ漏らしてはならない。

また、委託業務終了後も同様とする。

(2) 受託者は、成果品（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(3) 受託者は、委託により作成されたデータ（受託業務の履行過程において得られた記録等を含む）は、全て確実に消去すること。